

「省庁別財務書類の作成について」の一部改訂（政府出資等の取扱い関係等）について

平成 19 年 11 月 19 日
財政制度等審議会

1. 改訂の経緯

今般、平成 18 年 1 月の財政制度等審議会国有財産分科会において、政府出資の国有財産台帳価格をより現状に即したものとするため、①市場価格のあるものについては「取得原価」から「市場価格」、②市場価格のないものについては取得原価である「出資累計額」から「純資産額（各法人の貸借対照表を基に、総資産から総負債を差し引いた純資産をもって評価する方法）」へ変更すべきと答申されたことを受け、平成 18 年 12 月に国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号）を改正し、平成 18 年度以降、毎会計年度末における政府出資等の国有財産台帳価格について、①市場価格のあるものは「市場価格」で、②市場価格のないものは各法人の「純資産額」で評価することとされた。

この改正を受け、「省庁別財務書類の作成について」（平成 16 年 6 月 17 日 財政制度等審議会）の「省庁別財務書類の作成基準」等における市場価格のない政府出資等の取扱いについて、本年 10 月、財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 公企業会計小委員会 公企業会計ワーキンググループにおいて検討を行い、その成果を今回、「省庁別財務書類の作成について」の一部改訂として取りまとめたところである。

2. 改訂の基本的考え方及び具体的内容

現行の「省庁別財務書類の作成について」の「省庁別財務書類の作成基準」等における市場価格のない政府出資等の計上方法は、取得原価である出資累計額で資産計上することとされているが、政府出資等の評価額をより現状に即したものとするため、市場価格のない政府出資等の計上方法を「出資累計額」から「純資産額」に変更する基準の改訂を行うこととした。

また、国家行政組織の改組等に伴う所要の改訂も併せて行うこととした。

改訂の具体的内容は、別添のとおりとする。

3. 適用時期

今回の改訂は、平成 18 年度決算分の省庁別財務書類から適用することが適当である。

(別 添)

○ 省庁別財務書類の作成基準

改 訂 前	改 訂 後																																																																										
<p>第7章 附属明細書</p> <p>1. 貸借対照表の内容に関する明細</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資産項目の明細</p> <p style="margin-left: 40px;">① 有価証券の明細</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">市場価格のない株式の純資産額等の明細 (様式例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>出資先</th> <th>出資金額 (国有財産 台帳価格)</th> <th>資産 (A)</th> <th>負債 (B)</th> <th>純資産額 (C=A-B)</th> <th>資本金 (D)</th> <th>国からの 出資額 (E)</th> <th>出資割合 (F=E/D)%</th> <th>純資産額 による 算出額 (G=C×F)</th> <th>貸借対照 表計上額</th> <th>使用財務諸表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>行政コスト計算書</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>法定財務諸表</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px; margin-top: 20px;">②～⑥ (略)</p>	出資先	出資金額 (国有財産 台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの 出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による 算出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額	使用財務諸表	...										行政コスト計算書	...										法定財務諸表	合計											<p>第7章 附属明細書</p> <p>1. 貸借対照表の内容に関する明細</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資産項目の明細</p> <p style="margin-left: 40px;">① 有価証券の明細</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">市場価格のない株式の純資産額等の明細 (様式例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>出資先</th> <th>資産 (A)</th> <th>負債 (B)</th> <th>純資産額 (C=A-B)</th> <th>資本金 (D)</th> <th>国からの 出資累計額 (E)</th> <th>出資割合 (F=E/D)%</th> <th>純資産額 による 算出額 (G=C×F)</th> <th>貸借対照 表計上額 (国有財産 台帳価格)</th> <th>使用財務諸表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>...</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>法定財務諸表</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px; margin-top: 20px;">②～⑥ (略)</p>	出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの 出資累計額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による 算出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額 (国有財産 台帳価格)	使用財務諸表	...									法定財務諸表	合計									
出資先	出資金額 (国有財産 台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの 出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による 算出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額	使用財務諸表																																																																	
...										行政コスト計算書																																																																	
...										法定財務諸表																																																																	
合計																																																																											
出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの 出資累計額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による 算出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額 (国有財産 台帳価格)	使用財務諸表																																																																		
...									法定財務諸表																																																																		
合計																																																																											

改訂前

⑦ 出資金の明細

市場価格のない出資金の純資産額等の明細（様式例）

出資先	出資金額 (国有財産 台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの 出資金額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による 算出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額	使用財務諸表
・・・										行政コスト計算書
・・・										法定財務諸表
合計										

(3)~(4) (略)

2. (略)

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1)~(3) (略)

改訂後

⑦ 出資金の明細

市場価格のない出資金の純資産額等の明細（様式例）

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの 出資金累計額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による 算出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額 (国有財産 台帳価格)	使用財務諸表
・・・									法定財務諸表
合計									

(3)~(4) (略)

2. (略)

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1)~(3) (略)

改訂前

(4) 資産評価差額の明細

資産評価差額の明細(様式例)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
満期保有目的以外の有価証券				時価評価
土地				価格改定
建物				価格改定
...				
出資金				時価評価
合計				

(注) 価格改定が行われる国有財産(公園及び広場以外の公共用財産を除く。)については、「本年度発生額」欄に国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額の増減を記載する。

(5) (略)

改訂後

(4) 資産評価差額の明細

資産評価差額の明細(様式例)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
満期保有目的以外の有価証券				
(市場価格のあるもの)				時価評価
(市場価格のないもの)				価格改定
土地				価格改定
建物				価格改定
...				
出資金				
(市場価格のあるもの)				時価評価
(市場価格のないもの)				価格改定
合計				

(注) 価格改定が行われる国有財産(公園及び広場以外の公共用財産を除く。)については、「本年度発生額」欄に国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額の増減を記載する。

(5) (略)

○ 一般会計省庁別財務書類の作成基準

改 訂 前	改 訂 後
<p>第2章 貸借対照表</p> <p>2. 資産項目</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>① (略)</p> <p>② 評価基準</p> <p>有価証券については、「満期保有目的有価証券」及び「満期保有目的以外の有価証券」に区分し、それぞれ次のとおり評価する。</p> <p>i 満期保有目的有価証券 (略)</p> <p>ii 満期保有目的以外の有価証券</p> <p>「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについては、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額とする。市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書</p>	<p>第2章 貸借対照表</p> <p>2. 負債項目</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>① (略)</p> <p>② 評価基準</p> <p>有価証券については、「満期保有目的有価証券」及び「満期保有目的以外の有価証券」に区分し、それぞれ次のとおり評価する。</p> <p>i 満期保有目的有価証券 (略)</p> <p>ii 満期保有目的以外の有価証券</p> <p>「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについては、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額とする。市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書</p>

改訂前	改訂後
<p>において「資産評価差額」として計上する。</p> <p>ただし、「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、有価証券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。</p> <p>「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のないものについては、取得原価又は償却原価をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>ただし、「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のない株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。</p>	<p>において「資産評価差額」として計上する。</p> <p>ただし、「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、有価証券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。</p> <p>「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のないものについては、<u>「政府出資等として管理されている有価証券」(注)と「その他の有価証券」に区分する。「政府出資等として管理されている有価証券」については、国有財産台帳価格をもって貸借対照表価格とし、「その他の有価証券」については、取得原価又は償却原価をもって貸借対照表価額とする。</u></p> <p>ただし、「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のない株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。</p>

改訂前	改訂後
<p>(3)~(12) (略)</p> <p>(13) 出資金</p> <p>国有財産として管理されている政府出資等のうち、国が政策目的をもって保有しているものを「出資金」として計上する。ただし、政策目的をもって保有していない有価証券については、「有価証券」として計上する。</p> <p>「出資金」については、原則として、出資を行った省庁において計上する。ただし、「省庁別財務書類の作成基準」により連結対象となった特殊法人等(法律により直接設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人並びに特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。)に対する出資については、当該基準に基づき連結を行うこととなる省庁において、他省庁からの出資も含めて一括して計上する。</p> <p>「出資金」のうち、市場価格があるものは、会計年度末におけ</p>	<p><u>(注)「政府出資等として管理されている有価証券」とは、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第23条の規定により、国有財産の台帳価格を1年ごとに改定しなければならないものとして、国有財産法第2条第1項第6号に掲げる財産のうち財務大臣が指定するものをいう。</u></p> <p>(3)~(12) (略)</p> <p>(13) 出資金</p> <p>国有財産として管理されている政府出資等のうち、国が政策目的をもって保有しているものを「出資金」として計上する。ただし、政策目的をもって保有していない有価証券については、「有価証券」として計上する。</p> <p>「出資金」については、原則として、出資を行った省庁において計上する。ただし、「省庁別財務書類の作成基準」により連結対象となった特殊法人等(法律により直接設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人並びに特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。)に対する出資については、当該基準に基づき連結を行うこととなる省庁において、他省庁からの出資も含めて一括して計上する。</p> <p>「出資金」のうち、市場価格があるものは、会計年度末におけ</p>

改訂前	改訂後
<p>る市場価格をもって貸借対照表価額とする。市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。</p> <p>ただし、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。</p> <p>「出資金」のうち、市場価格がないものは、<u>出資金額</u>をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。</p> <p><u>この出資先の財政状態について、行政コスト計算書を作成している特殊法人等においては、「特殊法人等に係る行政コスト計算</u></p>	<p>る市場価格をもって貸借対照表価額とする。市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。</p> <p>ただし、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。</p> <p>「出資金」のうち、市場価格がないものは、<u>国有財産台帳価格</u>をもって貸借対照表価額とする。<u>国有財産の台帳価格の改定に係る評価差額</u>については、洗い替え方式により、<u>資産・負債差額増減計算書</u>において「資産評価差額」として計上する。</p> <p>ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。</p>

改訂前

書作成指針」に基づいて作成された貸借対照表によって出資金の実質的価値を算出する。

なお、出資金の評価について、出資先法人に勘定区分があり、当該勘定の業務に充てるために出資がなされている場合には、当該勘定の財政状態によって評価を行う。

3～5 (略)

第7章 附属明細書

1. 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 有価証券の明細

市場価格のない株式の純資産額等の明細 (様式例)

出資先	出資金額 (国有財産 台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (G=A-B)	資本金 (D)	一般会社 からの 出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による 算出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額	使用財務諸表
...										行政コスト計算書
...										法定財務諸表
合計										

②～⑥ (略)

改訂後

なお、出資金の評価について、出資先法人に勘定区分があり、当該勘定の業務に充てるために出資がなされている場合には、当該勘定の財政状態によって評価を行う。

3～5 (略)

第7章 附属明細書

1. 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 有価証券の明細

市場価格のない出資金の純資産額等の明細 (様式例)

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	一般会社 からの 出資累計額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による 算出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額 (国有財産 台帳価格)	使用財務諸表
...									法定財務諸表
合計									

②～⑥ (略)

改訂前

⑦ 出資金の明細

出資金の増減の明細（様式例）

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	繰上償還法に基づく増減額	評価差額(本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
・・・							
・・・							
合計							

(注) 市場価格があるものと市場価格がないものとを区別して記載する。

市場価格のない出資金の純資産額等の明細（様式例）

出資先	出資金額 (国有財産 台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	一般会社 からの 出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による 算出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額	使用財務諸表
・・・										行旅コスト計算書
・・・										法定財務諸表
合計										

(2)~(3) (略)

2. (略)

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1)~(2) (略)

改訂後

⑦ 出資金の明細

出資金の増減の明細（様式例）

種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額(本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
・・・							
・・・							
合計							

(注) 市場価格があるものと市場価格がないものとを区別して記載する。

市場価格のない出資金の純資産額等の明細（様式例）

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	一般会社 からの 出資累計額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による 算出額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額 (国有財産 台帳価格)	使用財務諸表
・・・									法定財務諸表
合計									

(2)~(3) (略)

2. (略)

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1)~(2) (略)

改訂前

(3) 資産評価差額の明細

資産評価差額の明細(様式例)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
満期保有目的以外の有価証券				時価評価
土地				価格改定
建物				価格改定
・・・				
出資金				時価評価
合計				

(注) 価格改定が行われる国有財産(公園及び広場以外の公共用財産を除く。)については、「本年度発生額」欄に国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額の増減を記載する。

(4) (略)

第8章 参考情報

1～3 (略)

4. 特殊な資産を有する外局の財務書類の作成

内閣府においては、防衛庁(防衛本庁及び防衛施設庁)の財務書類を参考情報として作成する。

改訂後

(3) 資産評価差額の明細

資産評価差額の明細(様式例)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
満期保有目的以外の有価証券				
(市場価格のあるもの)				時価評価
(市場価格のないもの)				価格改定
土地				価格改定
建物				価格改定
・・・				
出資金				
(市場価格のあるもの)				時価評価
(市場価格のないもの)				価格改定
合計				

(注) 価格改定が行われる国有財産(公園及び広場以外の公共用財産を除く。)については、「本年度発生額」欄に国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額の増減を記載する。

(4) (略)

第8章 参考情報

1～3 (略)

(削除)

○ 特別会計省庁別財務書類の作成基準

改訂前	改訂後
<p>第1章 特別会計財務書類の体系</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 作成単位 特別会計財務書類の作成単位は、特別会計とする。ただし、<u>各特別会計法の規定により</u>、勘定区分が設けられている特別会計においては勘定とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2章 貸借対照表</p> <p>2. 資産項目</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>① (略)</p> <p>② 評価基準</p>	<p>第1章 特別会計財務書類の体系</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 作成単位 特別会計財務書類の作成単位は、特別会計とする。ただし、勘定区分が設けられている特別会計においては、<u>勘定</u>とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2章 貸借対照表</p> <p>2. 負債項目</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>① (略)</p> <p>② 評価基準</p>

改訂前	改訂後
<p>有価証券については、「満期保有目的有価証券」及び「満期保有目的以外の有価証券」に区分し、それぞれ次のとおり評価する。</p> <p>i 満期保有目的有価証券 (略)</p> <p>ii 満期保有目的以外の有価証券</p> <p>「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについては、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額とする。市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。</p> <p>ただし、「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、有価証券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。</p> <p>「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のないものについては、取得原価又は償却原価をもって貸借対照表価額とする。</p>	<p>有価証券については、「満期保有目的有価証券」及び「満期保有目的以外の有価証券」に区分し、それぞれ次のとおり評価する。</p> <p>i 満期保有目的有価証券 (略)</p> <p>ii 満期保有目的以外の有価証券</p> <p>「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについては、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額とする。市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。</p> <p>ただし、「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、有価証券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。</p> <p>「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のないものについては、<u>「政府出資等として管理されている有価証券」</u>(注)と<u>「その他の有価証券」</u>に区分する。「政府出資等とし</p>

改訂前	改訂後
<p>ただし、「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のない株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。</p> <p>(3)~(12) (略)</p> <p>(13) 出資金</p> <p>国有財産として管理されている政府出資等のうち、国が政策目的をもって保有しているものを「出資金」として計上する。ただし、政策目的をもって保有していない有価証券については、「有価証券」として計上する。</p>	<p><u>て管理されている有価証券」については、国有財産台帳価格をもって貸借対照表価格とし、「その他の有価証券」については、取得原価又は償却原価をもって貸借対照表価額とする。</u></p> <p>ただし、「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のない株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。</p> <p><u>(注)「政府出資等として管理されている有価証券」とは、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第23条の規定により、国有財産の台帳価格を1年ごとに改定しなければならないものとして、国有財産法第2条第1項第6号に掲げる財産のうち財務大臣が指定するものをいう。</u></p> <p>(3)~(12) (略)</p> <p>(13) 出資金</p> <p>国有財産として管理されている政府出資等のうち、国が政策目的をもって保有しているものを「出資金」として計上する。ただし、政策目的をもって保有していない有価証券については、「有価証券」として計上する。</p>

改訂前	改訂後
<p>「出資金」については、原則として、出資を行った省庁において計上する。ただし、「省庁別財務書類の作成基準」により連結対象となった特殊法人等(法律により直接設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人並びに特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。)に対する出資については、当該基準に基づき連結を行うこととなる省庁において、他省庁からの出資も含めて一括して計上する。</p> <p>「出資金」のうち、市場価格があるものは、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額とする。市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。</p> <p>ただし、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。</p> <p>「出資金」のうち、市場価格がないものは、<u>出資金額</u>をもって貸</p>	<p>「出資金」については、原則として、出資を行った省庁において計上する。ただし、「省庁別財務書類の作成基準」により連結対象となった特殊法人等(法律により直接設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人並びに特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。)に対する出資については、当該基準に基づき連結を行うこととなる省庁において、他省庁からの出資も含めて一括して計上する。</p> <p>「出資金」のうち、市場価格があるものは、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額とする。市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。</p> <p>ただし、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。</p> <p>「出資金」のうち、市場価格がないものは、<u>国有財産台帳価格</u>を</p>

改訂前	改訂後
<p>借対照表価額とする。</p> <p>ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。</p> <p><u>この出資先の財政状態について、行政コスト計算書を作成している特殊法人等においては、「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づいて作成された貸借対照表によって出資金の実質的価値を算出する。</u></p> <p>なお、出資金の評価について、出資先法人に勘定区分があり、当該勘定の業務に充てるために出資がなされている場合には、当該勘定の財政状態によって評価を行う。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第7章 附属明細書</p> <p>1. 貸借対照表の内容に関する明細</p>	<p>もって貸借対照表価額とする。<u>国有財産の台帳価格の改定に係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。</u></p> <p>ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行う。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。</p> <p>なお、出資金の評価について、出資先法人に勘定区分があり、当該勘定の業務に充てるために出資がなされている場合には、当該勘定の財政状態によって評価を行う。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第7章 附属明細書</p> <p>1. 貸借対照表の内容に関する明細</p>

改訂前

(2)~(3) (略)

2. (略)

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1)~(2) (略)

(3) 資産評価差額の明細

資産評価差額の明細(様式例)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
満期保有目的以外の有価証券				時価評価
土地				価格改定
建物				価格改定
...				
出資金				時価評価
合計				

(注) 価格改定が行われる国有財産(公園及び広場以外の公共用財産を除く。)については、「本年度発生額」欄に国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額の増減を記載する。

(4)~(5) (略)

改訂後

(2)~(3) (略)

2. (略)

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1)~(2) (略)

(3) 資産評価差額の明細

資産評価差額の明細(様式例)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
満期保有目的以外の有価証券				
(市場価格のあるもの)				時価評価
(市場価格のないもの)				価格改定
土地				価格改定
建物				価格改定
...				
出資金				
(市場価格のあるもの)				時価評価
(市場価格のないもの)				価格改定
合計				

(注) 価格改定が行われる国有財産(公園及び広場以外の公共用財産を除く。)については、「本年度発生額」欄に国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額の増減を記載する。

(4)~(5) (略)